

佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事及び測量、設計、調査等の委託業務（以下「県工事等」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札参加の資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に県工事等の受注者としてふさわしくない行為があった場合の県の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表第1、別表第2（その1）、別表第2（その2）及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について競争入札及び見積り（随意契約のための手続をいう。以下同じ。）への参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行うものとする。

- 2 知事は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。
- 3 知事が指名停止を行ったときは、収支等命令者（佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第9号に規定する収支等命令者をいう。以下同じ。）は、県工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは指名を取り消すものとする。
- 4 有資格業者でない者で措置要件のいずれかに該当する者が有資格業者となった場合は、措置要件のいずれかに該当することが判明したとき（他の有資格業者について同一の行為により指名停止を行っているときは、当該他の有資格業者に係る指名停止期間の初日）を指名停止期間の初日とする仮の指名停止期間を算定し、有資格業者となった日から当該仮の指名停止期間の末日まで指名停止を行うことができるものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 知事は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員について指名停止を行うものとする。
- 3 収支等命令者は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体を指名してはならない。当該共同企業体を現に指名しているときは指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号（前項に該当する場合にあっては、前項）に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該当し指名停止を受けた期間及びその期間の満了後1か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

ア 別表第1各号

イ 別表第2（その1）各号及び別表第2（その2）各号

ウ 別表第3各号

(2) 次のア又はイに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該当し指名停止を受けた期間の満了後3か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

ア 別表第2（その1）第1号から第3号まで及び別表第2（その2）第1号

イ 別表第2（その1）第4号から第9号まで並びに別表第2（その2）第2号及び第3号

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事情があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2までに短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事情又は極めて悪質な事情が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2（その1）第6号若しくは第9号又は別表第2（その2）第2号若しくは第3号に該

当したとき。

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2（その1）第4号、第5号若しくは第6号又は別表第2（その2）第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
 - (3) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）、談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）又は入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第8条）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2（その1）第7号、第8号若しくは第9号又は別表第2（その2）第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- 2 知事は、有資格業者が別表第2（その1）第4号から第6号まで又は別表第2（その2）第2号の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合期間の1/2に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。
 - 3 知事は、刑法第96条の6に違反した有資格業者のうち最初に県に当該違反行為に係る事実を報告した者については、別表第2（その1）第7号から第9号まで、又は別表第2（その2）第3号の措置要件に係る指名停止の期間を1/2に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。

（指名停止の期間の端数の取扱い）

第5条の2 月を単位として指名停止の期間を計算する場合において、指名停止の期間に月未満の端数を生じた場合は、当該月未満の端数の日数は、1月を4週間とみなした場合の日数とする。

（指名停止の通知）

- 第6条 知事は、第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第1号）により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（様式第2号）により、または同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第3号）により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が県工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（見積りへの参加の制限）

第7条 収支等命令者は、指名停止の期間中の有資格業者を見積りに参加させてはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 収支等命令者は、指名停止の期間中の有資格業者が県工事等の全部若しくは一部を下請けし、受託し、又は当該工事等の完成保証人(又は履行保証人)になることを承認してはならない。

(指名停止に至らない場合の措置)

第9条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(苦情申立て)

第10条 第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更(ただし、期間の延長の場合に限る。)又は前条の規定による書面による警告又は注意を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続については、別に定めるものとする。

(指名停止委員会の設置)

第11条 知事が有資格業者に対して行う指名停止等を審議するため、指名停止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第12条 委員会の委員は、県土整備部長、県土整備部副部長、建設・技術課長をもってあてる。

2 委員会に会長を置き、県土整備部長をもってあてる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の審議)

第13条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員会は委員の1/2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要により関係課長又は現地機関の長(以下「主務課長等」という。)の出席を求めることができる。

(議決の方法)

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会長が急施を要し委員会に付議する暇がないと認めるときは、過半数の委員による書面審議により決することができる。

2 会長は、議決の内容を知事に報告するものとする。

3 委員会の議事は公開しない。

(報告等)

第15条 主務課長等は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、速やかに、主務部(局)長を経由して県土整備部長に報告するものとする。

県土整備部長は、知事が有資格業者について第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、関係機関（県の機関に限る）の長に通知するものとする。

（庶務）

第16条 委員会の庶務は、県土整備部建設・技術課で処理する。

（雑則）

第17条 この要領に定めるもののほか、指名停止の期間の決定その他この要領の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和57年5月1日から施行する。

この要領は、昭和58年4月18日から施行する。

この要領は、昭和60年5月1日から施行する。

この要領は、昭和62年10月1日から施行する。

この要領は、平成元年10月1日から施行する。

この要領は、平成2年6月26日から施行する。

この要領は、平成4年9月16日から施行する。

この要領は、平成5年10月5日から施行する。

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、平成7年4月3日から施行する。

この要領は、平成8年4月12日から施行する。

この要領は、平成9年4月15日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成11年10月21日から施行する。

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年12月17日から施行する。

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

この要領は、平成19年5月1日から施行する。ただし、別表第2（その1）及び別表第2（その2）の適用にあたっては、当該措置要件のいずれかに該当することとなった行為が施行日前に行われたものである場合においては別表第2（その1）を、施行日以後に行われたものである場合においては別表第2（その2）を適用する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行日前に行われた行為で別表各号の措置要件のいずれかに該当する場合（別表各号の措置要件のいずれかに該当する行為が複数ある場合

においては、そのすべてが適用日前に行われたものである場合に限る。)の指名停止期間は2年を超えないものとする。

この要領は 平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年7月9日から施行する。

この要領は、平成26年3月31日から施行する。

この要領は、平成26年6月2日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

県内において生じた事故等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 県工事等の契約において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前（随意契約の場合は契約前）の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>1 か月以上6 か月以内</p> |
| <p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 県工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p> | <p>1 か月以上6 か月以内</p> <p>1 か月以上3 か月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>2 週間以上4 か月以内</p> |
| <p>(安全管理の措置が不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>1 か月以上6 か月以内</p> <p>1 か月以上3 か月以内</p> |
| <p>(安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>2 週間以上4 か月以内</p> <p>2 週間以上2 か月以内</p> |

別表第2（その1）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--|
| <p>(贈 賄)</p> <p>1 次のア又はイに掲げる者が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）及び使用人</p> <p>2 次のア又はイに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等及び使用人</p> <p>3 次のア又はイに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等及び使用人</p> | <p>6 か月以上 12 か月以内</p> <p>4 か月以上 9 か月以内</p> <p>4 か月以上 9 か月以内</p> <p>3 か月以上 6 か月以内</p> <p>4 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 4 か月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき（第6号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>6 県工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p> | <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>4 か月以上 12 か月以内</p> |
| <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 次のア又はイに掲げる者が、一般工事等に関し、競売入札妨</p> | |

| | |
|--|---------------------------------------|
| <p>害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等及び使用人</p> | <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> |
| <p>8 次のア又はイに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員と締結した請負契約にかかる工事に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等及び使用人</p> | <p>4か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> |
| <p>9 次のア又はイに掲げる者が、県工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等及び使用人</p> | <p>6か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> |
| <p>(建設業法違反行為)</p> <p>10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> | <p>1か月以上9か月以内</p> |
| <p>11 県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>2か月以上9か月以内</p> |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>1か月以上9か月以内</p> |
| <p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑、若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>1か月以上9か月以内</p> |

別表第2（その2）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--|
| <p>(贈 賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人</p> <p>イ 有資格業者である個人の使用人</p> <p>ウ 有資格業者である法人の役員</p> <p>エ 有資格業者である法人の使用人</p> <p>オ アからエまでに掲げる者又は有資格業者である法人から公共機関の工事等の入札等（入札、見積りその他の契約のための事前の手続をいう。）に係る情報収集又は入札等への参加のための業務の全部又は一部を受託した者又はその使用人（受託した者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）</p> | <p>12 か月以上 36 か月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>12 か月以上 36 か月以内</p> |
| <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 第1号のアからオまでに掲げる者が工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>4 第1号のアからオまでに掲げる者が県工事等に関し、県職員に対して、情報入手の有無にかかわらず、不当情報提供要求を行ったと認められるとき。</p> | <p>12 か月以上 36 か月以内</p> <p>6 か月以上 12 か月以内</p> |
| <p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> | <p>1 か月以上 9 か月以内</p> |
| <p>6 県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>2 か月以上 9 か月以内</p> |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であ</p> | <p>1 か月以上 9 か月以内</p> |

| | |
|---|-------------------|
| <p>ると認められるとき。</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑、若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>1か月以上9か月以内</p> |
|---|-------------------|

別表第3

暴力団関係者等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|--|
| <p>(暴力団関係者等)</p> <p>1 有資格業者である個人若しくは法人の役員又はそれらの使用人若しくはそれらの経営に実質的に関与している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団とつながりが明らかな準構成員であると認められるとき。</p> <p>2 有資格業者等が、暴力団関係者を雇用又は使用したと認められるとき。</p> <p>3 有資格業者等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団関係者を利用したと認められるとき。</p> <p>4 県工事等の履行に当たり、有資格業者等が暴力団関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したと認められるとき。</p> <p>5 有資格業者等が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p> | <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置</p> |

| | |
|--|--|
| <p>6 有資格業者等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p> | <p>要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> |
| <p>7 前各号に掲げるもののほか、有資格業者が佐賀県暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等であると認められるとき</p> | <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> |
| <p>8 有資格業者等が受注した建設工事等の施行に際し、暴力団関係者からの不当な要求や介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県及び警察に届けなかったとき。</p> | <p>4か月以上12か月以内</p> |

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

知 事 名 印

指 名 停 止 通 知 書

このたび、貴社が ことは、非常に残念である。
よって、本日付けで下記のとおり佐賀県の建設工事等に係る競争入札及び見積り（随
意契約のための手続をいう。以下同じ。）への参加資格の停止（以下「指名停止」とい
う。）をすることとしたので通知する。

今後は、このような事態が生じることのないように十分注意されたい。

なお、この措置について「指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領」の定めるところ
により、佐賀県知事に対して苦情申立てをすることができる。

記

指名停止の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ か月）

(参考)

指名停止期間中の取扱い

- ア 競争入札への参加を認めない
- イ 見積りへの参加を認めない
- ウ 下請負人・再委託先となることを承認しない

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

知事名 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって、貴社に対し、佐賀県
の建設工事等に係る競争入札及び見積り（随意契約のための手続をいう。以下同じ。）への
参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行った旨を通知したところであるが、
このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更することとしたので通知する。
（今後は、このような事態が生じることのないように十分注意されたい。）

記

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

（参考）

指名停止期間中の取扱い

- ア 競争入札への参加を認めない
- イ 見積りへの参加を認めない
- ウ 下請負人・再委託先となることを承認しない

（注） 本文の（ ）内は、期間を延長する場合に記入する。

様式第3号

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

知事名 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって、貴社に対し、佐賀県の建設工事等に係る競争入札及び見積り（随意契約のための手続をいう。）への参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行った旨を通知したところであるが、このたび当該指名停止を解除したので通知する。

記

解除した理由

佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の別表第1、別表第2（その1）、別表第2（その2）及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当する場合における指名停止の期間の決定等について必要な事項を定めるものとする。

(期間の決定方法等)

第1条の2 指名停止の期間は、措置要領別表各号の期間（措置要領第4条第1項に該当する場合にあっては、同項に規定する期間。以下同じ。）の短期に、措置要領及びこの基準による加減を加えることにより決定するものとする。ただし、措置要領別表第1第5号から第8号まで（工事等事故）に該当する場合は、この基準の別表に記載した期間を考慮するものとする。

2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置要領別表の適用は、措置要領別表第1第4号（契約違反）ではなく措置要領別表第2（その2）第7号（不正又は不誠実な行為）によることとし、期間の加減については前項本文の規定を適用する。

(加算措置)

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ2か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

- (1) 談合決別宣言を行っているとき
- (2) 違反行為を主導していたとき
- (3) 独占禁止法違反により刑事告発がなされたとき
- (4) 措置要領第5条各号のいずれかに該当するとき
- (5) 発注機関が異なる工事等で違反行為が確認されたとき

2 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

- (1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき
- (2) 2以上の契約違反（措置要領別表第1第4号）、不正若しくは不誠実な行為（措置要領別表第2（その1）第12号又は別表第2（その2）第7号）又は建設業法違反の行為が行われたとき
- (3) 違反行為が2年以上続いていたとき
- (4) 建設業法に規定する営業停止に該当するとき
- (5) 建設業法に規定する営業停止期間の加算に該当するとき
- (6) 代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき

3 措置要領別表第1第2号又は同第3号（粗雑工事等）に該当する場合において、粗雑工事等を原因として工事等の期間中又は工事等の完了後10年以内に事故が発生したときは、当該事故を安全管理の措置が不適切により生じた事故とみなし、この基準の別表

に定める期間を措置要領別表第1第2号又は同第3号の期間の短期に加算するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、社会に与える影響が大きく重大又は極めて悪質と認める場合は、加算後の短期の期間が措置要領別表各号の期間の短期の1.5倍を限度として措置期間を加算することができる。ただし、この項の規定による加算後の短期の期間は、措置要領別表各号の期間の長期を超えないものとし、当該長期を超える必要がある場合は、措置要領第4条第4項の規定によるものとする。

(加重等の順序)

第2条の2 措置要領及び前条の規定による指名停止の期間の加重、加算、短縮又は延長は、次の第1号から第3号までを順に適用することにより行う。

- (1) 措置要領第4条第2項の規定による加重
- (2) 前条の規定による加算
- (3) 措置要領第4条第3項（措置要領第5条第2項若しくは同条第3項による場合を含む。）、第5条第2項又は同条第3項の規定による短縮又は措置要領第4条第4項による延長

(措置の初日)

第3条 指名停止の措置の期間の初日は、指名停止の通知を行った日の翌日とする。なお、その日が佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する県の休日に当たるときは、その翌日以降の県の休日でない日とすることができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日改正）

この基準は、平成25年3月27日から施行する。

附 則（平成26年3月31日改正）

この基準は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成26年8月27日改正）

この基準は、平成26年8月27日から施行する。

別表（第1条の2関係）

措置要領別表第1（県内において生じた事故等に基づく措置基準）の運用

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|-------------------------------------|--------------|
| 要領別表第1第5号（県工事等 公衆損害事故） | |
| ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき | ・ 3か月以上6か月以内 |
| イ 公衆に死亡者を生じさせたとき | ・ 2か月以上3か月以内 |
| ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき | ・ 1か月以上2か月以内 |
| エ 公衆に負傷者（軽傷者）を生じさせたとき | ・ 1か月 |
| オ 公衆に重大な損害を与えたとき | ・ 1か月以上2か月以内 |
| カ 公衆に損害を与えたとき | ・ 1か月 |
| 要領別表第1第6号（一般工事 公衆損害事故） | |
| キ 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき | ・ 2か月以上3か月以内 |
| ク 公衆に死亡者を生じさせたとき | ・ 1か月以上2か月以内 |
| ケ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき | ・ 1か月 |
| コ 公衆に重大な損害を与えたとき | ・ 1か月 |
| 要領別表第1第7号（県工事等 工事関係者事故） | |
| サ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき | ・ 2か月以上4か月以内 |
| シ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき | ・ 1か月 |
| ス 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき | ・ 2週間以上1か月以内 |
| セ 複数の負傷者（軽傷者）を生じさせたとき | ・ 2週間 |
| 要領別表第1第8号（一般工事 工事関係者事故） | |
| ソ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき | ・ 1か月以上2か月以内 |
| タ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき | ・ 2週間以上1か月以内 |

（注） 別表中、重傷とは全治2か月以上をいい、軽傷とは休業4日以上（又は全治15日以上）全治2か月未満をいう。

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1条 この手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）
- 二 措置要領の規定による書面による警告又は注意

(指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第2条 知事は、措置要領第6条の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 知事は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第3条 第1条各号に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、苦情申立書（様式第1号）（次項及び第6条において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 申立者の商号又は名称並びに住所
 - 二 申立てに係る措置の内容
 - 三 申立ての趣旨及び理由
 - 四 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - 一 指名停止 当該指名停止の期間内
 - 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第4条 知事は、苦情申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日及び8月13日から8月15日の期間（以下「休日」という。）を含まない。）に書面（様式第2号）により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期限を延長することができるものとする。
- 3 知事は、苦情申立てに対する回答を行う場合には、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立ての却下)

第5条 知事は、第3条第3項の申立期間の徒過その他の客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情処理の結果の公表)

第6条 知事は、第4条第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第7条 第4条第1項の回答に不服がある者は、同項の回答の日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、再苦情申立書(様式第3号)により、知事に対して、再苦情申立てをすることができる。

(佐賀県建設工事入札審査会に対する審議依頼)

第8条 知事は、再苦情申立てがあったときは、速やかに佐賀県建設工事入札審査会(以下「入札審査会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第9条 知事は、再苦情申立てを行った者に対し、入札審査会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない。)に書面(様式第4号)により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い知事が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第10条 知事は、第7条の申立期間の徒過その他客観的かつ明白な申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理の結果の公表)

第11条 知事は、第9条第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面をすみやかに公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年1月15日以降に行う指名停止措置及び警告等から適用する。

附 則(平成25年4月1日改正)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要領による改正前の様式第1号による苦情申立て又は改正前の様式第3号による再苦情申立ては、それぞれ、この要領による苦情申立て又は再苦情申立てとみなす。

様式1号

苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

(申立者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第3条に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

| | |
|-----------------|--|
| 申立てに係る 措置の内容 | |
| 申立ての趣旨 | |
| 申立ての理由、 根拠等 | |

様式2号

回 答 書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

佐賀県知事

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第3条に基づき平成 年 月 日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合には、この回答の日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、佐賀県知事に対して再苦情の申立てをすることができます。

記

(苦情申立てを認めない場合)

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 申立てに対する判断 | 貴社からの申立てについては、これを認めることができません。 |
| 申立てを認めないとする理由 | |

(苦情申立てを認める場合)

| | |
|-----------|--|
| 申立てに対する判断 | 貴社からの申立てについては、これを認めることとし、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで行った貴社に対する措置については、次のとおり〇〇します |
| 措置の変更等 | |

様式3号

再 苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

(申立者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第7条に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

| | |
|-----------------|--|
| 申立てに係る 措置の内容 | |
| 申立ての趣旨 | |
| 申立ての理由、 根拠等 | |

様式4号

回 答 書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

佐賀県知事

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第7条に基づき平成 年 月 日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり回答します。

記

(再苦情申立てを認めない場合)

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 申立てに対する判断 | 貴社からの申立てについては、これを認めることができません。 |
| 申立てを認めないとする理由 | |

(再苦情申立てを認める場合)

| | |
|-----------|---|
| 申立てに対する判断 | 貴社からの申立てについては、これを認めることとし、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで行った貴社に対する措置については、次のとおり〇〇〇〇します。 |
| 措置の変更等 | |